



宮 崎 県 公 報

平成26年12月18日（木曜日） 第 2652 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○公の施設の指定管理者の指定……………（蛭・鱒・敷瀬課）	1
○公の施設の指定管理者の指定……………（総務課）	1
○公の施設の指定管理者の指定……………（福祉保健課）	1
○公の施設の指定管理者の指定（2件）……………（障害福祉課）	1
○有害図書類の指定……………（こども家庭課）	2
○公の施設の指定管理者の指定（3件）……………（環境森林課）	2
○民有林の保安林の指定予定……………（自然環境課）	3
○保安林の指定施業要件の変更予定……………（ " ）	3
○公の施設の指定管理者の指定……………（森林経営課）	3
○公の施設の指定管理者の指定……………（地域農業推進課）	3

頁

○公の施設の指定管理者の指定……………（管理課）	3
○道路の区域の変更……………（道路保全課）	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課）	4
○土砂災害警戒区域の指定……………（ " ）	4
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ " ）	4
○公の施設の指定管理者の指定（3件）……………（都市計画課）	5
○公の施設の指定管理者の指定……………（建築住宅課）	5
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………（会計課）	6

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見（2件）……………（商工政策課）	6
○県営土地改良事業に係る換地計画の策定……………（農村整備課）	7

教育委員会告示

○公の施設の指定管理者の指定……………	7
---------------------	---

告 示

宮崎県告示第 721号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県男女共同参画センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
理事長 松 岡 優 子
宮崎県宮崎市宮田町3番46号
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 722号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県東京学生寮
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
ジャパンプロテクション株式会社
代表取締役 高 山 弘 憲
東京都千代田区二番町5番7号
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 723号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県福祉総合センター
県立母子・父子福祉センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社文化コーポレーション
代表取締役 齊 藤 幹 生
宮崎県宮崎市生目台西3丁目4番地2
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 724号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立視覚障害者センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会
理事長 小 島 義 久
宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 725号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2

第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。
平成26年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立聴覚障害者センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会
理事長 安 藤 豊 喜
宮崎県宮崎市江平西 2 丁目 1 番 20 号

- 3 指定の期間
平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

宮崎県告示第 726号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
26年-14	書籍	恋愛LoveMAX 12月号 (平成26年11月6日発行・発売)	秋田書店	平成26年 12月4日
26年-15	書籍	禁断Loversジュリエッタ vol.7 (平成26年11月12日発売)	ぶんか社	
26年-16	書籍	miniSUGAR 1月号 (2014年11月17日発売)	株式会社 秋水社	
26年-17	書籍	恋愛白書バステル1月号 (平成26年11月24日発行・発売)	宙（おおぞら）出版	
26年-18	書籍	純愛オトメ日記 (平成26年11月1日 初版発行)	(株)マックス	
26年-19	書籍	裏モノJAPAN 1月号 (2015年1月1日発行)	株式会社 鉄人社	
26年-20	書籍	iPhone 6 すぐに使える便利ワザ裏ワザ (2014年11月1日発行)	株式会社 鉄人社	
26年-21	書籍	週刊実話ザ・タブー 1月3日号 (平成27年1月3日発行)	(株)日本ジャーナル出版	
26年-22	書籍	BLACKザ・タブー VOL.14 (発行日 2014年11月25日)	ミリオン出版株式会社	
26年-23	書籍	決定版！TVタブー 2014総決算号 (2015年1月1日発行)	ミリオン出版株式会社	
26年-24	書籍	エキサイティングマックス！ 1月号 (平成26年11月26日発売)	株式会社ぶんか社	
26年-25	書籍	レッドゾーン Vol.4 (発行日 2015年1月1日)	(株)大洋図書	
26年-26	書籍	ナックルズ極ベスト vol.9 (発行日 2014年12月5日)	ミリオン出版(株)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 727号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県森林林業協会
会長 赤波江 紀
宮崎県宮崎市別府町 3 番 1 号
- 3 指定の期間
平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

宮崎県告示第 728号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県森林林業協会
会長 赤波江 紀
宮崎県宮崎市別府町 3 番 1 号
- 3 指定の期間
平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

宮崎県告示第 729号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県川南遊学の森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県緑化推進機構
理事長 谷口義信
宮崎県宮崎市宮田町10番28号
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 730号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字椎谷己89-13
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 731号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市大字大納字荒谷2948、2957-3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字荒谷2948、2957-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 732号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。）
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県森林林業協会
会長 赤波江 紀
宮崎県宮崎市別府町3番1号
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 733号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立農業大学校（農業総合研修センターに限る。）
宮崎県農業科学公園
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
学校法人宮崎総合学院
理事長 川越宏樹
宮崎県宮崎市老松1丁目3番7号
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 734号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県建設技術センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
学校法人宮崎総合学院
理事長 川越宏樹
宮崎県宮崎市老松1丁目3番7号
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

宮崎県告示第 735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年12月18日から平成27年1月1日まで

宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細 見線	延岡市小川 町5204番3 地先から同 市同町5207 番7地先ま で	旧	3.4 ~ 13.5	217.3
				新	3.4 ~ 13.5	217.3

宮崎県告示第 736号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 島野浦第2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	延岡市島野浦町44-12
2	” ” 17-1
3	” ” 58-36
4	” ” 58-36
5	” ” 8-1
6	” ” 8-8地先道路敷
7	” ” 14-10地先道路敷
8	” ” 14-11地先道路敷

宮崎県告示第 737号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	焼 野 川	11- 443- 1 - 011	土 石 流
	室 野 川(1)	11- 443- 2 - 017	土 石 流

焼野川(2)	11- 443- 2 - 023	土 石 流
焼野川(3)	11- 443- 2 - 024	土 石 流
二又川	11- 443- 2 - 025	土 石 流
室野川(2)	11- 443- 2 - 026	土 石 流
室野(2)	I - 1 - 2012	急傾斜地の崩壊
室野(2)-新①	I - 1 - 2012-新①	急傾斜地の崩壊
室野(2)-新②	I - 1 - 2012-新②	急傾斜地の崩壊
室野(1)	I - 1 - 2276	急傾斜地の崩壊
室野(4)	I - 1 - 3789	急傾斜地の崩壊
室野(4)-新①	I - 1 - 3789-新①	急傾斜地の崩壊
室野(4)-新②	I - 1 - 3789-新②	急傾斜地の崩壊
室野(4)-新③	I - 1 - 3789-新③	急傾斜地の崩壊
室野(4)-新④	I - 1 - 3789-新④	急傾斜地の崩壊
室野(4)-新⑤	I - 1 - 3789-新⑤	急傾斜地の崩壊
焼 野	II - 1 - 8403	急傾斜地の崩壊
焼野-新①	II - 1 - 8403-新①	急傾斜地の崩壊
焼野-新②	II - 1 - 8403-新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 738号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五ヶ瀬町	焼 野 川	11- 443- 1 - 011	土 石 流
	焼 野 川 (2)	11- 443- 2 - 023	土 石 流
	焼 野 川 (3)	11- 443- 2 - 024	土 石 流
	二 又 川	11- 443- 2 - 025	土 石 流
	室 野 川 (2)	11- 443- 2 - 026	土 石 流
	室 野 (2)	I - 1 - 2012	急傾斜地の崩壊
	室野(2)-新①	I - 1 - 2012-新①	急傾斜地の崩壊
	室野(2)-新②	I - 1 - 2012-新②	急傾斜地の崩壊
	室 野 (1)	I - 1 - 2276	急傾斜地の崩壊
	室 野 (4)	I - 1 - 3789	急傾斜地の崩壊
	室野(4)-新①	I - 1 - 3789-新①	急傾斜地の崩壊
	室野(4)-新②	I - 1 - 3789-新②	急傾斜地の崩壊
	室野(4)-新③	I - 1 - 3789-新③	急傾斜地の崩壊
	室野(4)-新④	I - 1 - 3789-新④	急傾斜地の崩壊
	室野(4)-新⑤	I - 1 - 3789-新⑤	急傾斜地の崩壊
	焼 野	II - 1 - 8403	急傾斜地の崩壊
	焼野-新①	II - 1 - 8403-新①	急傾斜地の崩壊
	焼野-新②	II - 1 - 8403-新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 739号
 公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
 県立青島亜熱帯植物園
 宮崎県総合運動公園（都市公園条例第9条第1項に規定する有料公園施設を除く。）
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 一般財団法人みやざき公園協会
 理事長 吉 田 晋 弥
 宮崎県宮崎市鶴島2丁目10番25号
- 指定の期間
 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 740号
 都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
 県立平和台公園
 宮崎県総合文化公園
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 株式会社馬原造園建設
 代表取締役 小 川 次 郎
 宮崎県宮崎市大字瓜生野字垂門3711番地
- 指定の期間
 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 741号
 都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
 特別史跡公園西都原古墳群
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 一般財団法人みやざき公園協会
 理事長 吉 田 晋 弥
 宮崎県宮崎市鶴島2丁目10番25号
- 指定の期間
 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 742号
 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第75条第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
 県営小戸団地
 県営鶴ノ島団地
 県営青葉団地
 県営東町団地
 県営出来島団地

県営大塚A団地
 県営大塚B団地
 県営大塚C団地
 県営生目団地
 県営花ヶ島団地
 県営平和ヶ丘団地
 県営大塚台団地
 県営大塚台西団地
 県営源藤団地
 県営神宮駅東団地
 県営池内団地
 県営花ヶ島東団地
 県営江南団地
 県営住吉北団地
 県営生目台東団地
 県営生目台西団地
 県営学園木花台団地
 県営本郷南団地
 県営生目台北団地
 県営横小路団地
 県営新川団地
 県営光町団地
 県営松小路A団地
 県営広瀬台団地
 県営ひかりヶ丘C団地
 県営平部ヶ下団地
 県営寺田団地
 県営見法寺団地
 県営益安団地
 県営馬越団地
 県営瀬貝団地
 県営栄松団地
 県営目井津ヶ丘団地
 県営新開団地
 県営西小路団地
 県営上浜田団地
 県営みどりヶ丘団地
 県営ひばりヶ丘団地
 県営千町団地
 県営年見団地
 県営南畑団地
 県営一万城南団地
 県営早水団地
 県営一万城B団地
 県営都北団地
 県営北原団地
 県営川東団地
 県営都原団地
 県営一万城北団地
 県営榎堀団地
 県営沖水原A団地
 県営沖水原B団地
 県営花木団地
 県営松川団地

県営堅田原団地
 県営上原団地
 県営南小林原団地
 県営城山団地
 県営三松団地
 県営堤団地
 県営京町団地
 県営柳水流団地
 県営永山団地
 県営原の坊団地
 県営犬熊団地
 県営向陽団地
 県営石貫団地
 県営久保鶴団地
 県営東平原団地
 県営平原団地
 県営下屋敷団地
 県営畑田団地
 県営持田団地
 県営三納代団地
 県営天井丸団地
 県営新田麓団地
 県営番野地団地
 県営都農団地
 県営都農新町団地

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会
 代表理事 甲 斐 正 幸
 宮崎県宮崎市潮見町20番地 1
- 3 指定の期間
 平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

宮崎県告示第 743号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
延岡市松山 町1221-1	延岡農業協 同組合	延岡市西階 町1-3717 -1	延岡農業協 同組合	平成26年 12月1日
22 延岡農 業協同組合 南方支店内		延岡 農業協同組 合南方支店 内		

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、

当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カンナガーデン
延岡市愛宕町三丁目4588番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成26年11月5日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年12月18日から平成27年1月19日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン多々良ショッピングセンター
延岡市多々良土地区画整理事業地内19-1-3街区 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成26年11月10日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年12月18日から平成27年1月19日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、北岡松地区県営土地改良事業（えびの市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類

策定に係る換地計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成26年12月18日から平成27年1月26日まで
- 3 縦覧場所
えびの市役所
- 4 その他
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。
また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第8号

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第5条第3項及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月18日

宮崎県教育委員会委員長 島原 俊 英

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県体育館
宮崎県ライフル射撃競技場
宮崎県総合運動公園有料公園施設
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会
会長 佐藤 勇 夫
宮崎県宮崎市大字熊野2206番地1
公益財団法人宮崎県体育協会
会長 佐藤 勇 夫
宮崎県宮崎市大字熊野字島山1443番地12
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

--	--